



熊本県公報

第 1 2 6 3 8 号
平成 29 年 7 月 14 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 県税の収納事務の委託…………… (税務課) 1
- 平成 29 年度予算の要領…………… (財政課) 2
- 熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (財産経営課) 11
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 12
- 道路の供用開始…………… (//) 12

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 13
- 熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 13

登 載 依 頼

- 熊本県市町村職員共済組合の平成 28 年度決算…………… (熊本県市町村職員共済組合(市町村課)) 16
- 平成 29 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 17

告 示

熊本県告示第 675 号
道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 29 年 7 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 29 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石字雁山口 2147番2地先から 天草市新和町碓石字平山 1673番3地先まで	100.0	防交 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成 29 年 7 月 14 日

熊本県告示第 676 号
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり個人の事業税、不動産取得税及び自動車税(普通徴収に係るものに限る。)に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により告示する。
平成 29 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	収納事務の取りまとめ	平成 29 年 7 月 1 日から 平成 30 年 6 月 30 日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8	直営店舗又は加盟店舗にお	同上

	ける収納事務	
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グロースチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地6 65番地の1	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地	同上	同上
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上

熊本県告示第677号

平成29年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成29年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成29年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成29年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成29年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,234,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894,931,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,131,372	100,500	4,231,872
	1 分担金	820,247	8,000	828,247
	2 負担金	3,311,125	92,500	3,403,625
2 国庫支出金		155,477,828	1,101,212	156,579,040
	1 国庫負担金	62,737,513	3,027	62,740,540
	2 国庫補助金	90,835,967	1,073,823	91,909,790
	3 国庫委託金	1,904,348	24,362	1,928,710
3 財産収入		1,472,953	23	1,472,976
	1 財産運用 収入	1,032,903	23	1,032,926
4 繰入金		50,067,765	1,255,041	51,322,806
	1 基金繰入金	49,494,998	1,255,041	50,750,039
5 繰越金		1	442,157	442,158
	1 繰越金	1	442,157	442,158
6 諸収入		114,807,667	4,421,911	119,229,578

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 受託事業入	18,855,442	4,365,214	23,220,656
	2 雑入	8,164,510	56,697	8,221,207
7 県債		97,239,000	1,914,000	99,153,000
	1 県債	97,239,000	1,914,000	99,153,000
歳入合計		885,696,718	9,234,844	894,931,562

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		38,316,096	1,425,636	39,741,732
	1 総務管理費	10,559,478	185,691	10,745,169
	2 企 画 費	6,297,644	20,586	6,318,230
	3 市 町 村 振 興 費	13,252,881	1,200,000	14,452,881
	4 防 災 費	1,063,274	19,359	1,082,633
2 民 生 費		125,358,200	146,212	125,504,412
	1 社会福祉費	70,708,686	44,286	70,752,972
	2 児童福祉費	28,089,172	101,926	28,191,098
3 衛 生 費		65,308,625	70,945	65,379,570
	1 公衆衛生費	41,094,435	27,662	41,122,097
	2 環境衛生費	21,579,746	43,283	21,623,029
4 労 働 費		2,721,079	20,944	2,742,023
	1 労 政 費	173,277	2,144	175,421
	2 失業対策費	501,964	18,800	520,764

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	農 水 産 業 林 費	63,350,250	1,193,377	64,543,627
	1 農 業 費	18,149,374	535,559	18,684,933
	2 農 地 費	20,565,472	642,000	21,207,472
	3 林 業 費	16,444,887	7,200	16,452,087
	4 水 産 業 費	5,334,442	8,618	5,343,060
6	商 工 費	93,744,347	82,361	93,826,708
	1 商 業 費	85,715,434	42,673	85,758,107
	2 工 鉱 業 費	5,508,971	39,688	5,548,659
7	土 木 費	86,897,808	162,665	87,060,473
	1 道 橋 り よ う 路 費	38,651,432	41,466	38,692,898
	2 港 湾 費	5,810,206	109,919	5,920,125
	3 住 宅 費	9,859,199	11,280	9,870,479
8	警 察 費	39,113,946	8,927	39,122,873
	1 警 察 管 理 費	35,180,961	8,927	35,189,888
9	教 育 費	138,813,418	140,071	138,953,489

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	30,091,045	17,904	30,108,949
	2 社会教育費	3,417,188	112,584	3,529,772
	3 保健体育費	1,596,192	9,583	1,605,775
10 災害復旧費		41,029,798	5,983,706	47,013,504
	1 民生災害復旧費		437	437
	2 農林水産業災害復旧費	20,884,878	2,867,000	23,751,878
	3 土木災害復旧費	15,473,515	2,945,948	18,419,463
	4 教育災害復旧費	3,068,011	170,321	3,238,332
歳 出 合 計		885,696,718	9,234,844	894,931,562

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 派遣職員宿舍等賃借	平成30年度	千円 46,376
2 亀松地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成30年度 ～平成31年度	465,200
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度	180,000 285,200
3 豊川南部地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成30年度 ～平成31年度	620,000
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度	370,000 250,000
4 給食業務	平成30年度 ～平成31年度	107,265
	年次別内訳 平成30年度 平成31年度	53,388 53,877

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 熊本高校災害復旧事業 熊 本 市	平成30年度	千円 142,913	(補正前に同じ)	平成30年度	千円 364,838
2 第二高校災害復旧事業 熊 本 市	平成30年度	798,949	(補正前に同じ)	平成30年度	1,191,917

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	474,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	520,000			
洪水防除国庫補助事業費	190,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	339,000			
港湾建設国庫補助事業費	449,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	503,000			
教育施設 過年発生国庫補助事業費	258,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	176,000	(補 正 前 に 同 じ)		
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	344,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	1,833,000			
県立劇場 整備事業費	201,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	203,000			
県立美術館 整備事業費	191,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ る。	205,000			
教育施設 過年発生単県 災害復旧事業費	492,000	の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	し後の利 率)		734,000			
計	2,599,000				4,513,000			

平成29年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,771,680千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,654,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		50,147	99,380	149,527
	1 繰越金	50,147	99,380	149,527
2 県債			9,672,300	9,672,300
	1 県債		9,672,300	9,672,300
歳入合計		882,519	9,771,680	10,654,199

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		34,184	9,771,680	9,805,864
	1 中 小 企 業 金 振 興 資 金	34,184	9,771,680	9,805,864
歳 出 合 計		882,519	9,771,680	10,654,199

第2表 地 方 債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 9,672,300	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	無利子	据置期間を含め 25年以内 年賦元金均等償 還又は満期一括償 還

熊本県告示第678号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県自治法派遣職員等宿舍（阿蘇地域）賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の競争入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成29年7月26日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年7月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字土高野	前	6.3 ～ 10.1	127.1	仮設道路の設置
		同所 1835番1地先から 1866番地先まで	後	6.3 ～ 16.1	127.1	

2 区域を変更する期日 平成29年7月14日

熊本県告示第680号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年7月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町畝野字上津留 1283番2地先から 同所 1287番8地先まで	37.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年7月14日

公 告

熊本県公告第399号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷664番5及び同字古屋敷1186番2の一部
206.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区下江津三丁目6番5号
土黒 誠

熊本県公告第400号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷664番1及び同字古屋敷1186番2の一部
236.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字津久礼142番地10
福山 眞哉

熊本県公告第401号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務(賃貸借)の名称
熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)賃貸借
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 賃貸借物件の数量、規格・品質等
熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)
プレハブ(軽量鉄骨造)平屋建30戸 1戸当たり約20㎡(1DK)
詳細は、「熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)賃貸借仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
 - (5) 借入期間
平成29年12月1日(金)から平成31年3月31日(日)まで
 - (6) 納入期限
平成29年11月30日(木)
 - (7) 納入場所
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2511番(宮地小学校グラウンド跡)
 - (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (9) 入札金額
入札金額は、賃借料総額とし、内訳書を添付すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
賃借料総額とは、当該プレハブの本体価格(「熊本県自治法派遣職員等宿舎(阿蘇地域)におけるプレハブ詳細仕様書」に記載した仕様を備えたプレハブ本体のリース費用)に、当該プレハブを住居の用に供するために必要な直接基礎(地盤の許容応力

- 度 50kN/m²）、電気、給排水（浄化槽を含む。）、駐車場等舗装（30台分及び通路等）、雨水排水等の外部工事の表示登記等の官公庁等への手続き及び賃借物件に係る総合保険完了検査、建築物の撤去及びその敷地の原状回復に要する費用（以下「撤去等費用」という。）を含めた賃借料とする。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加する期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成29年7月26日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年8月9日（水）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年8月9日（水）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において、公告の日から平成29年8月24日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年

8月23日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年8月24日(木)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年8月23日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、中封筒書の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 有効な内訳書が添付されていない入札

カ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日数は算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日数は算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、撤去等費用に相当する金額として契約金額に100分の20を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局財産経営課
電話番号 096-333-2089
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
The lease of a lodging for Autonomy Law-based temporary staff
- (2) Date and Place for tender
Date: August 24, 2017, 10:00am
Place: Property Management Division
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2089
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼**熊本県市町村職員共済組合公告**

熊本県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月14日

熊本県市町村職員共済組合
理事長 田嶋章二

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期預託金管理	業 務	保 健	貸 付	物 資
収	負担金	16,037,036	875,778	200,389		220,148	185,617		
	短期負担金	6,484,727							
	介護負担金	476,356							
	組合員保険料	10,189,561							
	掛金		875,768				179,621		
	短期掛金	5,840,843							
	介護掛金	476,279							
	短期任意継続掛金	132,951							
	介護任意継続掛金	13,809							
	組合員貸付金利息							81,393	
	受託商品手数料								50,809
	連合会からの交付金	1,834,045				107,959		343	
	利息及び配当金				50,789	146	99	222	8,724
	短期利息及び短期配当金	197							
	介護利息	4							
	その他収入	7,970				70			12,787
	他経理から繰入					40,858			
	前年度繰越支払準備金	1,054,522							
	前期損益修正益								
	計	16,321,703	26,226,597	1,751,546	200,389	369,180	365,338	81,959	72,320
入	給付金	7,198,394							
	役員給与					159,476	17,709	15,694	15,425
	厚生費					250	327,997	30	40
	特定健康診査等費						16,250		
	旅費・事務費					20,408	2,432	3,102	2,865
	委託費					7,282	2,845	315	162
	貸借料					19,425	3,245	3,497	3,459
	普及費					4,493	35	1,100	520
	負担金					25,311	3,086	3,151	6,354
支	負担金払込金		16,037,036	875,778	200,389				
	保険料払込金		10,189,561						
	掛金払込金			875,768					
	貸倒引当金繰入								6,791
	支払利息				50,789			43,255	4,306
	老人保健拠出金	58							
	退職者給付拠出金	142,603							
	前期高齢者納付金	3,558,835							
	後期高齢者支援金	2,346,891							
	病床転換支援金	14							
	介護納付金	1,016,266							
	連合会分担金					15,138	5,139		
	事務費負担金払込金					97,957			
	連合会払込金	157,021						4,432	
	連合会拠出金	567,269							
	連合会返還金	244,984							
	貸付債権保全金利息							223	
	他経理へ繰入	40,858							
	その他支出	8,795				3,056	168	484	8,961
	次年度繰越支払準備金	1,027,330							
	前期損益修正損	1,255							
	固定資産除却損								
	計	16,310,572	26,226,597	1,751,546	200,389	352,796	378,905	75,282	48,881
	差引当期利益金又は当期損失金(△)					16,384	△13,567	6,677	23,439
	差引前期利益金又は前期損失金(△)	61,871							
	差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△50,739							

資産	流動資産	固定資産	資産合計	負債	流動負債	固定負債	負債合計	純資産	純資産合計
	1,934,289	10	0	121,125	640,913	375,904	286,479	442,219	
				2,255,922	14,908		2,749,877		
	1,934,289	10	0	2,377,047	655,820	375,904	3,036,356	442,219	
	611,679	10	0	1,745	50,018		89	84,370	
	1,027,330			2,377,047	198,265	25,710	1,813,880	200,142	
	1,639,010	10	0	2,377,047	200,010	75,728	1,813,968	284,513	
	295,279			455,810	300,176	1,222,388	157,706		
	295,279			455,810	300,176	1,222,388	157,706		
	1,934,289	10	0	2,377,047	655,820	375,904	3,036,356	442,219	

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号
 平成29年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成29年7月14日
 鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成29年7月26日（水）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本総合庁舎2階 中会議室
- 3 議題
（1）救急告示医療機関の更新審査について
（2）地域における災害医療コーディネート機能の強化について
（3）第7次鹿本地域保健医療計画の策定について
（4）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局
熊本県山鹿保健所総務福祉課内
(電話0968-48-1202)